

館林地区消防組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年2月19日

館林地区消防組合

管理者 多田善宏

館林地区消防組合条例第3号

館林地区消防組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

第1条 館林地区消防組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年館林地区消防組合条例第3号）の一部を次のように改正する。

第11条第2項中「100分の122.5」を「100分の127.5」に改める。

別表第1を次のように改める。

別表第1 会計年度任用職員給料表（第3条関係）

（単位：円）

職務の級	1級	2級
号給	給料月額	給料月額
1	183,500	230,000
2	184,600	231,500
3	185,800	233,000
4	186,900	234,500
5	188,000	236,000
6	189,700	237,500
7	191,300	239,000
8	192,900	240,500
9	194,500	242,000
10	196,200	243,400
11	197,800	244,800
12	199,400	246,200
13	201,000	247,400
14	202,700	248,600

15	204,400	249,800
16	206,100	251,000
17	207,400	252,100
18	209,000	253,200
19	210,600	254,300
20	212,100	255,400
21	213,600	256,400
22	215,200	257,400
23	216,800	258,400
24	218,400	259,400
25	220,000	260,400
26	221,700	261,300
27	223,000	262,200
28	224,300	263,100
29	225,600	263,900
30	226,700	264,700

第2条 館林地区消防組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を次のように改正する。

第11条第2項中「100分の127.5」を「100分の125」に改める。

附 則

(施行期日等)

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和7年4月1日から施行する。

2 第1条の規定による改正後の館林地区消防組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（以下「改正後の条例」という。）別表第1の規定は、令和6年4月1日から適用する。

3 改正後の条例第11条第2項の規定は、令和6年12月1日から適用する。

(給与の内払)

第2条 この条例による改正後の条例の規定を適用する場合には、改正前の館林地区消防組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

(規則への委任)

第3条 前条に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、管理者が別で定める。